

農地法5条許可申請書の提出要領

1	申請目的	・ 市街化調整区域農地の転用（土地所有者以外が利用する場合）
2	申請要件	・ 都市計画法など関係他法令の許可の見込みがあり、許可申請をすでに行っているもの
3	必要書類  申請書類3部 添付書類2部  ※右記の順番 通りに綴って ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法第5条許可申請書</li> <li>・ 委任状（行政書士等が代理申請する場合）</li> <li>・ 始末書（既に農地以外に転用されている場合）</li> <li>・ 土地登記簿全部事項証明書（法務局が3ヶ月以内に発行した証明書の原本を正本に添付。副本にはコピー添付）</li> <li>・ 位置図（住宅地図や都市計画図等）</li> <li>・ 地番表示図（公図の写し（法務局または市役所税務課発行のもの等）※申請地及び周辺土地の地番、地目を記入すること</li> <li>・ 計画平面図（建築平面図、土地利用図等）</li> <li>・ 排水計画図（排水先が農業用水路の場合、排水承諾書が必要。工場の場合、屋根からの排水経路図が必要）</li> <li>・ 横断図</li> <li>・ 資材置場の設置を目的とする転用の必要面積検討表（資材置場の場合）</li> <li>・ 事業計画書（転用面積が1,000㎡以上の申請の場合）</li> <li>・ 農地復元誓約書（一時転用の場合）※面積や掘削の有無で様式が変わります</li> <li>・ 理由書（具体的に記載してください）</li> <li>・ 土地選定理由書（2種農地の場合（一部例外あり）。申請地以外で3か所程度の候補地検討結果等を記載）</li> <li>・ ※転用者が法人の場合 法人登記事項証明書、又は定款、もしくは寄附行為（最新のもの）の写し（定款又は寄附行為の写しによる場合、必要に応じて本店所在地、代表取締役氏名、法人の成立年月日などを確認できるもの）</li> <li>・ ※転用者が法人の場合 決算書、損益計算書</li> <li>・ 事業証明書、確定申告書（転用者が個人営業主の場合）</li> <li>・ 残高証明書、融資証明書等</li> <li>・ 搬出入経路図（目的が土砂採掘等の場合）</li> <li>・ その他、農業委員会または許可権者が必要と認めて提出を求める書類</li> </ul>
4	提出期限	・ <b>毎月6日締切（休日の場合は翌営業日）</b>
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合、その経緯がわかる住民票、戸籍付票、町名設定証明等を添付のこと</li> <li>・ 隣地が農地の場合は地権者に事業内容を説明し承諾を得ること（備考欄にその旨記載）</li> <li>・ 借地の場合は、申請日の6ヶ月前の日以降に借人の同意による契約の解約がされていること</li> <li>・ 押印は任意ですが、押印と捨印がない場合、誤字脱字等の訂正ができませんので注意すること</li> <li>・ 目的が太陽光発電設備の場合、別途必要書類あり</li> <li>・ 転用面積が1,000㎡以上の場合は瀬戸市土地利用調整条例、太陽光条例の手続きが必要</li> <li>・ 転用面積が3,000㎡を超える場合、愛知県農業会議の諮問案件となるため別途必要書類あり</li> </ul>
6	問い合わせ	・ 瀬戸市農業委員会事務局（瀬戸市役所 地域振興部 産業政策課 農林係） 電話 0561-88-2654